

TOKUSHIMA KYOUSAIJIHO

共済時報



徳島県市町村職員共済組合

ホームページ

<http://www.tokushima-kyosai.jp/>

● CONTENTS

平成30年度 事業計画及び予算のあらまし …………… 2	公務員のための厚生年金講座 加給年金…………… 16
介護財源率の引上げ／組合会ニュース …………… 6	年金払い退職給付に係る財政状況(平成28年度末)について …17
平成30年度 保健事業の概要 …………… 7	貯金事業からのお知らせ …………… 18
「健康広場」開設中!!／ 「らくらく禁煙コンテスト」に参加しませんか …………… 8	貸付事業のご案内 …………… 19
第2期データヘルス計画の策定について…………… 9	物資事業からのお知らせ …………… 20
ジェネリック医薬品を有効に活用しましょう!／ 医療費通知書の発送時期が変わります…………… 10	だんしん事業のご案内／ 自治会館耐震改修及び老朽化対策工事の実施について …… 21
標準報酬制について …………… 11	『組合員専用ページ』から利用できるサイトのご案内 …… 22
平成30年4月からの掛金・保険料について …………… 12	間違い探しクイズ …………… 23
標準報酬等級表・掛金額早見表 …………… 13	ホテル千秋閣からのご案内
資格調定係からのご願い …………… 14	「2018 サマーパーティープラン」／ 10Fレストラン聚楽屋食割引券 …………… 24
ねんきんNEWS …………… 15	



事業計画及び予算のあらまし

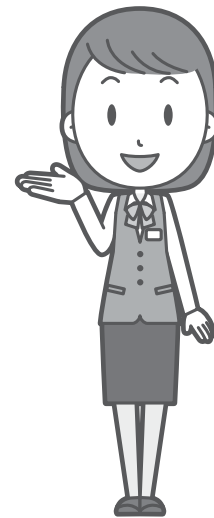
3月2日開催の組合会において、当組合の平成30年度事業計画及び予算が可決されましたので、その概要についてお知らせします。

総 括

●組合の概要

(平成30年度末推計)

所 属 所 数	8市、15町、1村、32一部事務組合等 計56所 所属所	
組 合 員 数	一般組合員(一般職)	7,808人
	一般組合員(特別職)	56人
	市 町 村 長 組 合 員	24人
	特 定 消 防 組 合 員	1,026人
	長 期 組 合 員	3人
	任 意 継 続 組 合 員	135人
	継 続 長 期 組 合 員	1人
	合 計	9,053人
被 扶 養 者 数	8,335人 (扶養率: 0.92)	
平均標準報酬月額	短期 380,000円	



●掛金率・組合員保険料率

(平成30年4月～8月)

(単位:%)

区 分	短期給付	介護保険	厚生年金保険経理	退職等年金経理	保健事業
一般組合員(一般職)	50.00	6.89	89.93	7.50	1.80
特定消防組合員					
市町村長組合員					
一般組合員(特別職)	1.72	-	-	7.50	-
長期組合員					
継続長期組合員	-	-	89.93	7.50	-
任意継続組合員	100.00	13.78	-	-	-

●掛金率・組合員保険料率

(平成30年9月～平成31年3月)

(単位:%)

区 分	短期給付	介護保険	厚生年金保険経理	退職等年金経理	保健事業
一般組合員(一般職)	50.00	6.89	91.50	7.50	1.80
特定消防組合員					
市町村長組合員					
一般組合員(特別職)	1.72	-	-	7.50	-
長期組合員					
継続長期組合員	-	-	91.50	7.50	-
任意継続組合員	100.00	13.78	-	-	-

短期経理

短期掛金率は据え置き

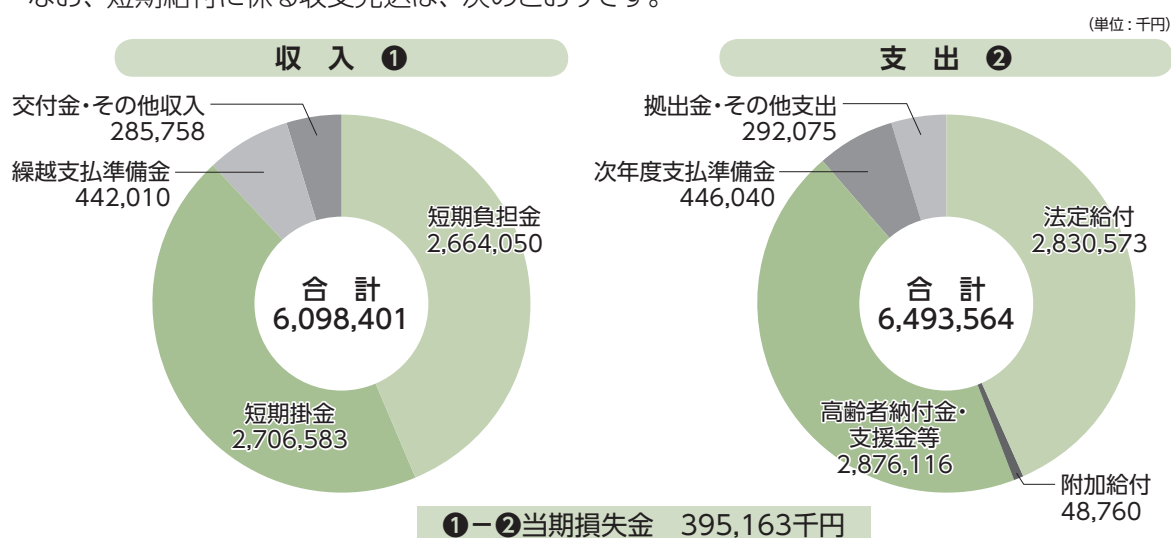
介護掛金率 6.25% → 6.89% へ (平成30年4月から)

この経理は、組合員及び被扶養者の病気やけがのほか、出産、休業、死亡、災害などに対するの給付及び介護保険の保険料の収納を行う経理です。

昨年度から短期掛金率を1,000分の50(50%)に引き上げましたが、依然として当組合の保険給付費は高い水準にあります。平成30年度も収支差し引き約3億9,516万円の当期損失金を見込んでおり、今後もこの傾向が継続するようであれば、更なる財源率の引き上げをお願いしなければなりません。

組合員の皆様からお預かりした貴重な財源(掛金等)を大切に使うため、今後とも、適正受診やジェネリック医薬品の活用など医療費増高の抑止へのご協力、また何よりもご自身とご家族の健康管理に努められますようお願いいたします。

なお、短期給付に係る収支見込は、次のとおりです。



次に、**介護保険**について、共済組合は介護保険法第150条の規定に基づき、組合員(40歳以上65歳未満)から介護保険料を徴収し、支払基金へ納付することが義務付けられています。

財政状況については、本年度の介護納付金が増加する見込みであることから、掛金率を前年度より0.64%引き上げ、6.89%とした結果、収支差し引き約1万円の当期利益金を見込んでいます。

厚生年金保険経理

この経理は、公的年金としての1~2階部分に相当する給付に係る組合員保険料・負担金を所属所から徴収し、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)へ納付することのみを行う経理となっています。

この経理における財源率は、厚生年金保険法において、定められています。毎年9月に引き上げられ、本年9月からの財源率は、法定上の上限183%となります。

退職等年金経理

この経理は、公的年金としての3階部分(職域年金部分)の廃止に伴い、新たに創設された退職等年金給付(年金払い退職給付)に係る掛金・負担金を所属所から徴収し、全国連合会へ納付することのみを行う経理となっています。

経過的長期経理

この経理は、平成27年9月以前に裁定された公務上の障害・遺族共済年金等の給付に係る負担金を所属所から徴収し、全国連合会へ納付することのみを行う経理となっています。

退職等年金預託金管理経理

この経理は、全国連合会の退職等年金経理から資金の預託を受け、組合内部の貸付けを行うことを目的としています。

経過的長期預託金管理経理

この経理は、全国連合会の経過的長期経理から資金の預託を受け、組合を構成する市町村の縁故地方債の引受けや一時貸付及び組合内部の貸付けを行うことを目的としています。

業務経理

組合員1人当たりの事務費 18,920円

この経理は、短期給付事業及び長期給付事業の事務に要する費用（人件費、その他諸経費）を賄うための経理です。

この経理の財源は、地方公共団体負担金及び短期経理からの繰入金及び全国連合会からの交付金です。

年金制度の一元化やマイナンバー制度への対応などの費用負担増加に加え、地共済連合会等からの交付金等の減少により、差し引き約83万円の当期損失金を見込んでいます。

保健経理

福祉（保健）掛金率は据え置き、掛金率1.80%

この経理は、組合員と被扶養者の健康相談、健康診査等の健康保持増進を目的とした保健事業や特定健診・特定保健指導を行う経理です。

本年度の掛金率は、前年度と同率でお願いし、昨年度同様、人間ドック助成事業の充実、各種検診事業、メンタルヘルス対策事業の強化及び健康保持増進に資する事業の強化に重点をおく事業計画となっています。

今年度は、第2期データヘルス計画に基づき、特定健診等の実施率を向上させること等から、約3,966万円の当期損失金を計上した厳しい予算となっております。この当期損失金は、前年度から繰り越した積立金を取り崩し補てんすることとしています。

本年度の各種保健事業に係る事業計画及び予算（厚生費に係る事業）は7ページのとおりです。健康保持増進のため、共済組合の保健事業を積極的に活用ください。



貯金 経 理

支払利率は年利1.1% (2年定期・税引前) を維持します!

この経理は、組合員から財産形成と将来の生活設計を目的として預入れされた資金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を貯金者に支払利率として還元する貯金事業を行う経理です。

本年度末における資産総額は、約424億9,506万円と推計し、運用利回りは、年1.36%を予定しています。

組合員の皆様の将来に備えた資産づくりに、安全有利な共済貯金をぜひご利用ください。(18ページ参照)

貸 付 経 理

組合員貸付金総額 約15億1,961万円

この経理は、組合員の住宅の取得や教育及び物品購入などの臨時的支出に対して、必要な資金を低利で貸付けする貸付事業を行う経理です。貸付の種類は、普通・住宅・災害・特別(医療・入学・修学・結婚・葬祭)など資金の用途に応じて分かれています。

貸付規程の改正により、貸付利率は本年1月から1.26%(普通貸付)に引き下げられております。詳しい事業内容は19ページ「貸付事業のご案内」をご覧ください。

この経理においては、組合員貸付金は減少傾向にあり、今年度末残高は15億1,961万円を見込んでおります。また貸付利率の引き下げに伴い、貸付金利息収入が減少する見込みであることから、約126万円の当期損失金を見込む予算となっています。

物 資 経 理

この経理では、組合員の方々の生活必要物資を低廉な価格で供給し、生活向上に役立てていただくため、物資斡旋による物資購入の立替及び共済ファミリー保険・がん保険・痴ほう介護保険・団体信用生命保険等の各種保険の取扱いなどの事業を行う経理です。

なお、今年度の事業計画における収支見込みは約81万円の当期利益金を見込んでいます。

宿 泊 経 理

この経理では、当組合の施設である自治会館の管理及び宿泊施設「ホテル千秋閣」の運営を行う経理です。

厳しい経営環境の中、売上等の数値は安定的に推移しています。今後におきましても、組合員の皆様のための施設であることはもとより、県内外の利用者のニーズに対応したサービスの向上に努めてまいります。

なお、本年度は当会館の耐震補強・老朽化対策などを講じる工事を実施しており、ホテル千秋閣は平成30年11月から一時休業を予定しています。

事業計画及び予算書は、組合公報にて各所属所長あてに送付していますので、ご高覧ください。

(掲示場所等は、所属所担当課にご照会ください。)

▶▶▶▶ 介護財源率の引上げ ◀◀◀◀

12.50% → 13.78%

平成30年度の介護保険に係る所要財源率を算定した結果、見出しのとおり変更することとなりましたので、お知らせします。共済組合は、介護保険法第150条の規定に基づき、組合員から介護保険料を徴収し、支払基金へ納付することが義務付けられています。

◆算定方法

介護保険料は、当年度の介護納付金に介護任意継続掛金還付金を加えた所要額から前年度の介護積立金を減じた額を、当年度の40歳以上65歳未満の方の標準報酬総額で除して算出します。

また、介護保険料は、地共済法第113条第2項第1号の2の規定に基づき労使折半であるため、介護保険料の2分の1が介護掛金として組合員の負担、また2分の1が介護負担金として事業主である所属所の負担となり、それぞれ6.89%です。

◀◀ 組合会ニュース ▶▶

① 組合会議員選挙の結果について

組合会議員の辞任に伴う、補欠選挙が2月21日に行われ、次の方が当選されました。

✧ 当選者 ✧ **野上 武典** (勝浦町長)

なお、任期は前任者の残任期間(平成30年11月30日)までとなります。

② 組合会の開催

3月2日(金)午後1時30分からホテル千秋閣において組合会が開催されました。組合会には、市町村長側議員10名、職員側議員10名(委任状議員含む。)のご出席のもと、次の議案等について決定、承認されました。

議案第1号 専決処分事項の承認を求める件について
(自治会館昇降機改修に係る工事請負契約)

議案第2号 専決処分事項の承認を求める件について
(自治会館立体駐車場改修に係る工事請負契約)

議案第3号 平成29年度変更事業計画及び予算について

議案第4号 定款の一部変更について

議案第5号 第2期データヘルス計画の策定について

議案第6号 施設管理運営委託変更契約書の締結について

議案第7号 平成30年度事業計画及び予算について
宿泊施設経営委員会委員の欠員に伴う選任について
(野上議員が選任されました)

なお、議案第7号平成30年度予算の概要につきましては、2ページから5ページをご覧ください。



平成30年度

保健事業の概要

事業名		予算額(千円)	概要	実施予定	
健診事業	人間ドック	200,885	1泊2日ドック助成	35歳以上の組合員及び被扶養配偶者を対象とします。	通年
			日帰りドック助成	組合員及び被扶養配偶者を対象とします。	
			脳ドック助成	35歳以上の組合員を対象とします。	
			節目対象者助成	年度中に満35歳,40歳,45歳,50歳,55歳,60歳,65歳となる組合員を対象とします。(1泊2日、日帰り、脳ドック)	
	女性検診助成	人間ドック受検時の乳がん・子宮がん検査などの女性検診費用を全額助成します。			
各種検診(郵送検診)	3,777	前立腺がん検診	40歳以上の組合員と被扶養配偶者を対象とします。(男性のみ)	9月募集	
		骨粗しょう症検診	組合員と被扶養配偶者を対象とします。(女性のみ)		
		子宮頸がん検診			
		肺門部肺がん検診	30歳以上の組合員と被扶養配偶者を対象とします。		
		胃がん検診			
大腸がん検診	組合員と被扶養配偶者を対象とします。				
保健関係	生活習慣病対策事業	1,893	食生活指導「あすけん」	摂取カロリー計算・食事記録にもとづく改善アドバイス・栄養相談等が受けられる、インターネット食事改善プログラム「あすけん」を提供します。 共済組合HP「組合員専用ページ」からログイン 相談の回答はメールにて(平日のみ)(22ページ参照)	通年
			所属所巡回型保健指導	管理栄養士が所属所を訪問し特定保健指導を実施します。	通年
			ヤングメタボ改善事業(生活習慣チェック)	35歳～39歳の組合員を対象に、自己チェック方式のコンピューター問診で健康維持・改善のアドバイスを提供します。	12月～
			禁煙支援「らくらく禁煙コンテスト」	日本対がん協会主催の「らくらく禁煙コンテスト」に参加し、禁煙に取り組む組合員と被扶養者を支援します。(8ページ参照)	5月,10月募集
			歯科チェック	歯周病の早期発見・疾病予防を目的に郵送による歯周病リスク検査を実施します。 年度中に満40歳,45歳,50歳,55歳,60歳,65歳となる組合員を対象とします。	9月募集
			リーフレット配布	特定健診の受診者に対し分かりやすく付加価値の高い健診結果の情報提供として、健康リーフレット(検査の意味、疑われる病気・所見がよく分かるガイドブック)を配布します。	通年
	重症化予防対策	健診結果において、糖尿病・高血圧の要治療と判定されながら未受診のままになっている方に対し、重症化予防・合併症予防のため、医療機関への受診勧奨を行います。			
	メンタルヘルス対策事業	1,883	メンタルヘルスセミナー	管理職及び産業保健スタッフ・人事労務担当者を対象とした研修を実施します。	9月7日
			メンタルヘルス対策支援(所属所への支援)	メンタルヘルス推進アドバイザーが、所属所のメンタルヘルス対策等について助言・指導を行います。 (事前に共済組合とアドバイザーへの申請が必要となります。)	通年
	その他	1,570	ファミリー健康相談	電話やインターネットにより、健康相談を開設します。 電話 0120-922280 共済組合HP「組合員専用ページ」からログイン(22ページ参照)	
家庭常備薬等斡旋			健康管理対策として、組合員とその家族を対象に年2回家庭常備薬等を斡旋します。	7月,1月	
健康体力づくり関係	健康広場の開設	2,515	県内8カ所の健康増進施設に健康広場を開設します。 一般利用する際に「健康広場利用券」を提出すると、法人利用料金から更に安価で利用できます。(「健康広場利用券」は各所属所の共済組合事務担当課で交付されます。)(8ページ参照)	通年	
講座関係	女性セミナー	2,030	女性組合員及び被扶養配偶者を対象に、女性のための健康づくりをテーマとしたセミナーを開催します。	10月12日	
	健康増進セミナー		組合員と被扶養者を対象に、午前はメンタルヘルス関連講座を開催し、午後は健康増進講座と軽運動セミナーを開催します。	6月7日	
医療費増高対策事業	医療費の通知	4,886	医療費の状況や健康の大切さについて、理解と認識を深めていただくため「医療費通知書」を送付します。	年2回	
	後発医薬品利用促進		後発医薬品の利用促進を図るため、後発医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付します。また、新規組合員(任意継続組合員を含む。)にはリーフレットを配布します。	差額通知年2回 リーフレット4月	
	レセプト審査		レセプトの内容・点数・資格等について審査を行い、不正・重複等の防止を図ります。	通年	
	実態調査書等の作成・配布		短期給付の財政状況、医療費の状況について調査分析し、医療費削減に向けた取組を行います。	-	

「健康広場」開設中!!

共済組合では県内8カ所の健康増進施設で「健康広場」を開設しております。
運動習慣の定着、体力・健康づくりに、各健康増進施設をご利用ください。

利用対象者

組合員・
被扶養者

利用できる施設	所在地	電話
ハッピー徳島	徳島市	088-664-2336
ハッピー阿南	阿南市	0884-23-2336
ハッピー鴨島	吉野川市	0883-22-1991
かもめスイミングスクール	吉野川市	0883-25-3134
OKスポーツクラブ(田宮)	徳島市	088-631-5533
OKスポーツクラブ(山城)	徳島市	088-654-8888
OKスポーツクラブ(藍住)	藍住町	088-692-0001
OKスポーツクラブ(脇町)	美馬市	0883-53-0001

「健康広場利用券」

見本

健康広場利用券

(徳島県町村職員共済組合)

利用日	平成 年 月 日
組合員番号	記 号
利用種別	組合員名 被扶養者名
利用施設	一般利用
利用施設	ハッピー(徳島・阿南・鴨島)
利用施設	OKスポーツクラブ(山城・田宮・藍住・脇町)
利用施設	かもめスイミング
所属所名	担当番号

※本券の利用は、組合員と被扶養者に限ります。(利用種別につき1枚/日の発行)
※組合員番号の欄は必ず記入してください。
※他の割引券等との併用はできません。
※被扶養者名を記入してください。
※子供料金が適用される場合は、本券は使用できません。 徳島県町村職員共済組合

利用方法

① スクール等を利用する場合

入会金が免除され、年会費及び月会費が法人会員料金で利用できます。
加入手続きは、各施設で「組合員証」を提示してください。
※年会費、会員料金などは、直接各施設へお問い合わせください。

② 1日だけ利用する場合

各施設フロントで「組合員証」を提示し「健康広場利用券」を提出することで、法人利用料金より更に割安な料金で利用できます。

「健康広場利用券」は、各所属所の共済組合事務担当課で交付されます。
※「健康広場利用券」ご使用の際は、右記の注意事項をご確認ください。

＜注意事項＞

- ※子供料金が適用される場合は、使用できません。
- ※1回の利用につき、ひとり1枚必要です。(ひとり1日1枚まで)
- ※法人利用料金が500円以下の場合「健康広場利用券」は使用できません。
- ※他の割引券等との併用はできません。
- ※消費税は利用者負担となります。

「らくらく禁煙コンテスト」に参加しませんか

たばこをやめたいと考えていても、ひとりで禁煙にチャレンジするのはなかなか難しいものです。そんな皆様の禁煙のきっかけとなる「らくらく禁煙コンテスト」を実施します。

個人や職場単位、あるいは衛生委員会の企画としてお申し込みください。

禁煙コンテストは、最初の2週間は禁煙に向けての準備を行い、それに続く4週間は完全に禁煙をしていただくプログラムです。

禁煙成功者には、コンテスト事務局から「禁煙成功者証」が贈呈されます。

1週目	たばこの害を知り、禁煙の重要性を高める	心の準備
2週目	禁煙しやすい環境づくりと禁煙方法を選ぶ	禁煙の準備
3～6週目	禁煙を実行し、禁煙の効果をチェックする	禁煙チャレンジ



- 募集時期：5月、10月(年2回)にご案内します。
- 対象者：組合員、被扶養者
- 実施期間：5月募集の実施期間は、7/9～8/19
- 参加費用：無料
- 10月募集の実施期間は、12/25～2/4

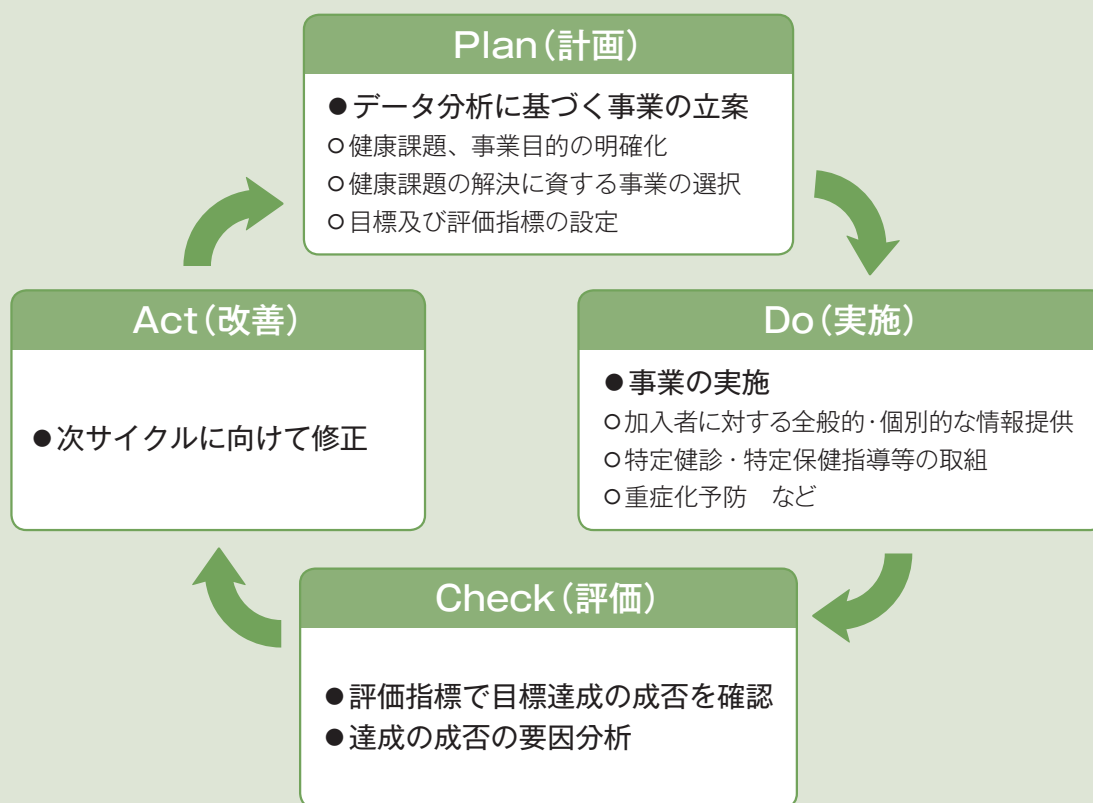
第2期データヘルス計画の策定について

「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)において、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求められ、これによって医療保険者である当組合は、「健康保持増進、疾病予防及び重症化予防を推進する」ことを目的として、平成27年度から、第1期データヘルス計画(平成27年度～平成29年度)を作成し、PDCAサイクルを通じた保健事業を実施してきました。

平成30年度からは、新たに第2期データヘルス計画を作成し、当組合の特性を踏まえた事業の確実な実行を図り、より効果的・効率的に保健事業を展開してまいります。

なお、事業の実施に当たっては、共済組合と所属所との連携・協働(コラボヘルス)が欠かせないものとなっていますので、ご協力をお願いいたします。

保健事業のPDCAサイクル



■ データヘルス計画の策定期間等

第2期データヘルス計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間です。平成30年度から平成32年度までを前期、平成33年度から平成35年度までを後期に区分けし、前期終了時に中間評価を実施することとしています。

■ データヘルス計画の公表・周知

当組合の第2期データヘルス計画は、共済組合ホームページに掲載しています。ぜひ、ご覧いただくとともに、皆様の健康づくりにご活用ください。

ジェネリック医薬品を 有効に活用しましょう!

共済組合では、ジェネリック医薬品の普及促進に向けて、次の取組を行っています。

皆様の窓口での自己負担額を軽減し、医療費の増加を抑制する対策の一つとして、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。



ジェネリック医薬品切替差額通知の送付について

5月に送付します。

◆送付対象者

慢性疾患(高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など)の薬を服薬している20歳以上の組合員及び被扶養者で、差額の最も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額の軽減可能合計額が500円以上見込まれる方。

ジェネリック医薬品希望カード付きリーフレットの配布

医療機関の窓口で組合員証等や診察券を出すとき、医師の診察を受けているときに、提示できる希望カードを配布します。

◆対象者…新規組合員(任意継続組合員を含む。)

医療費通知書の発送時期が変わります 3月・9月の年2回とさせていただきます

医療費通知書は、組合員及び被扶養者の皆様にご自身の医療費等について認識いただくため、これまで2ヵ月毎奇数月に発行してまいりました。

このたび、平成29年度税制改正に伴い、医療費控除申告手続において医療費等領収書の添付に代わり、医療費通知書を使用できることになりました。

つきましては、所要の様式変更を行うと共に、発行時期についても年2回6ヵ月毎とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

送付時期は、1月～6月受診分を9月に、7月～12月受診分を翌年3月に送付しますので、医療費控除申告に活用される方は、大切に保管いただきますようお願いいたします。

標準報酬制について

平成27年10月からの被用者年金一元化により、掛金等の算定方法が手当率制(基本給×1.25(諸手当を基本給の25%とみなす。))から、基本給+実際に支給された諸手当を加えた標準報酬を基に標準報酬月額を決定する標準報酬制に変更されました。今回は、この標準報酬制についてご説明します。

標準報酬月額について

報酬はその性質により、**固定的給与**と**非固定的給与**とに区分されます。

固定的給与

勤務実績に直接関係なく、月等を単位として一定額が継続して支給される報酬(例)基本給、扶養手当、住居手当、通勤手当など

非固定的給与

勤務の実績に応じて変動する報酬(報酬のうち、固定的給与以外のものが、非固定的給与となります。)
例)時間外勤務手当、宿日直手当など

標準報酬月額の決定・改定方法

資格取得時決定

資格取得した日現在の報酬の額を報酬月額として標準報酬等級表に当てはめて決定します。

なお、時間外勤務手当等の非固定的給与は、同様の職務に従事する職員の報酬の平均額等により、推計し算定します。

定時決定

組合員が実際に受けている報酬と、すでに決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、原則として、毎年7月1日現在の組合員全員について、4月・5月・6月の3ヵ月間に受けた報酬の平均額によってその年の9月以降の標準報酬月額を決定します。

○特別な定時決定(保険者算定)

- ① 業務の性質上、毎年4月から6月が繁忙(又は閑散)であり4月・5月・6月の3ヵ月の平均により算定した標準報酬月額と、過去1年(前年7月から当年6月まで)の平均により算定した標準報酬月額との間に、2等級以上の差がある場合は、本人の同意等があれば、過去1年の平均により算定した標準報酬月額で定時決定を行うことができます。
- ② 4月・5月・6月とも休業・休職・欠勤等により報酬が支払われなかった場合は、従前の標準報酬の算定の基礎となっている報酬月額により算定します。

なお、6月1日以降に資格取得した方及び7月・8月・9月に随時改定・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定を行った方は、その年の定時決定の対象となりません。

随時改定

昇(降)給、扶養手当の増(減)額等、固定的給与に変動があり、かつ、継続した3月間に受けた報酬の平均額を報酬月額として算定した標準報酬等級と従来の標準報酬等級とに2等級以上の差がある場合に、その翌月(4ヵ月目)から標準報酬を改定します。

なお、2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額したか、いずれも減額した場合に限られます。

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓	増額 ↑
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑	
報酬平均額		↑	↑	↓	↓	↓	↑	減額 ↓
随時改定の有無		有	有	有	有	無	無	

育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、育児休業等終了日にその育児休業に係る3歳未満の子を養育する場合に、共済組合に申出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月から3月間に受けた報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

育児休業等終了時改定は、随時改定と異なり、固定的給与の変動がなくても改定でき、1等級の差でも改定できます。

産前産後休業終了時改定

産前産後休業を終了した組合員が、産前産後休業終了日にその産前産後休業に係る子を養育する場合に、共済組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月から3月間に受けた報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬を改定します。

産前産後休業終了時改定は、随時改定と異なり、固定的給与の変動がなくても改定でき、1等級の差でも改定できます。

ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は、産前産後終了時改定の対象とはなりません。

標準期末手当等の額について

期末手当・勤勉手当、その他3月を越える期間ごとに支給される手当は、その月に受けた期末手当等の額に基づいて、標準期末手当等の額(千円未満切り捨て)を決定します。

例) 期末手当 513,855円 + 勤勉手当 289,675円 = 手当合計 803,530円
標準期末手当等の額 803,000円 (千円未満切り捨て)

期末手当等が支給された月は、標準期末手当等の額に各掛金率を乗じ、掛金を算定します。

なお、長期給付に係るもの(厚生年金・退職等年金)は、支給1月につき、1,500,000円を、短期給付に係るもの(短期・介護・保健)は、年度累計で5,730,000円を上限として決定します。

平成30年4月からの掛金・保険料について

平成30年度の掛金(保険料)率が決まりましたので、4月からの掛金額を右ページの標準報酬等級表・掛金額早見表でご確認ください。

なお、標準報酬月額は、最新の「[標準報酬決定・改定通知書](#)」でご確認ください。

標準報酬 決定・改定通知書 (例)			平成30年1月15日 徳島県市町村職員共済組合	
(所属所)	○ ○ 市役所		下記のとおり標準報酬を決定・改定しましたので、通知します。	
(氏名)	阿波花子様		決定・改定事由	適用開始
			随時改定	平成30年1月
	区分		標準報酬等級	標準報酬月額
新等級	短期		第22級	380千円
		厚生年金	第23級	380千円
	長期	退職等年金給付	第22級	380千円
従前等級	短期		第20級	320千円
		厚生年金	第21級	320千円
	長期	退職等年金給付	第20級	320千円

左記例のケースでは、標準報酬等級が第22級(厚生年金は第23級)、標準報酬月額が380,000円と決定されていますので、右ページの表の第22級(厚生年金は第23級)の段に記載の掛金(短期19,000円、介護保険2,618円(40歳以上65歳未満の方のみ)、保健684円、厚生年金34,173円、退職等年金2,850円)を4月から負担いただくことになります。

ご不明な点がございましたら 共済組合総務課 資格調定係 TEL 088-621-3510まで

標準報酬等級表・掛金額早見表

(平成30年4月～平成30年8月)

(厚生年金の保険料率は平成30年9月から91.5%へ変更されます。)

(単位:円)

No.	報酬月額 円以上 ～ 円未満	短期・介護・保健				厚生年金		退職等年金		掛金の合計				
		等級	標準報酬月額 (千円)	短期掛金 (注1) 50.0%	介護掛金 (注2) 6.89%	保健掛金 1.80%	等級	標準報酬月額 (千円)	厚生組合員保険料 (注3) 89.93%	等級	標準報酬月額 (千円)	退職等年金掛金 7.5%	40歳未満・65歳以上の方(介護非該当)	40歳以上65歳未満の方(介護該当)
1	0 ～ 93,000	(1)	(98)	4,900	675	176	1	88	7,913	(1)	(98)	735	13,724	14,399
2	93,000 ～ 101,000	1	98	4,900	675	176	2	98	8,813	1	98	735	14,624	15,299
3	101,000 ～ 107,000	2	104	5,200	716	187	3	104	9,352	2	104	780	15,519	16,235
4	107,000 ～ 114,000	3	110	5,500	757	198	4	110	9,892	3	110	825	16,415	17,172
5	114,000 ～ 122,000	4	118	5,900	813	212	5	118	10,611	4	118	885	17,608	18,421
6	122,000 ～ 130,000	5	126	6,300	868	226	6	126	11,331	5	126	945	18,802	19,670
7	130,000 ～ 138,000	6	134	6,700	923	241	7	134	12,050	6	134	1,005	19,996	20,919
8	138,000 ～ 146,000	7	142	7,100	978	255	8	142	12,770	7	142	1,065	21,190	22,168
9	146,000 ～ 155,000	8	150	7,500	1,033	270	9	150	13,489	8	150	1,125	22,384	23,417
10	155,000 ～ 165,000	9	160	8,000	1,102	288	10	160	14,388	9	160	1,200	23,876	24,978
11	165,000 ～ 175,000	10	170	8,500	1,171	306	11	170	15,288	10	170	1,275	25,369	26,540
12	175,000 ～ 185,000	11	180	9,000	1,240	324	12	180	16,187	11	180	1,350	26,861	28,101
13	185,000 ～ 195,000	12	190	9,500	1,309	342	13	190	17,086	12	190	1,425	28,353	29,662
14	195,000 ～ 210,000	13	200	10,000	1,378	360	14	200	17,986	13	200	1,500	29,846	31,224
15	210,000 ～ 230,000	14	220	11,000	1,515	396	15	220	19,784	14	220	1,650	32,830	34,345
16	230,000 ～ 250,000	15	240	12,000	1,653	432	16	240	21,583	15	240	1,800	35,815	37,468
17	250,000 ～ 270,000	16	260	13,000	1,791	468	17	260	23,381	16	260	1,950	38,799	40,590
18	270,000 ～ 290,000	17	280	14,000	1,929	504	18	280	25,180	17	280	2,100	41,784	43,713
19	290,000 ～ 310,000	18	300	15,000	2,067	540	19	300	26,979	18	300	2,250	44,769	46,836
20	310,000 ～ 330,000	19	320	16,000	2,204	576	20	320	28,777	19	320	2,400	47,753	49,957
21	330,000 ～ 350,000	20	340	17,000	2,342	612	21	340	30,576	20	340	2,550	50,738	53,080
22	350,000 ～ 370,000	21	360	18,000	2,480	648	22	360	32,374	21	360	2,700	53,722	56,202
23	370,000 ～ 395,000	22	380	19,000	2,618	684	23	380	34,173	22	380	2,850	56,707	59,325
24	395,000 ～ 425,000	23	410	20,500	2,824	738	24	410	36,871	23	410	3,075	61,184	64,008
25	425,000 ～ 455,000	24	440	22,000	3,031	792	25	440	39,569	24	440	3,300	65,661	68,692
26	455,000 ～ 485,000	25	470	23,500	3,238	846	26	470	42,267	25	470	3,525	70,138	73,376
27	485,000 ～ 515,000	26	500	25,000	3,445	900	27	500	44,965	26	500	3,750	74,615	78,060
28	515,000 ～ 545,000	27	530	26,500	3,651	954	28	530	47,662	27	530	3,975	79,091	82,742
29	545,000 ～ 575,000	28	560	28,000	3,858	1,008	29	560	50,360	28	560	4,200	83,568	87,426
30	575,000 ～ 605,000	29	590	29,500	4,065	1,062	30	590	53,058	29	590	4,425	88,045	92,110
31	605,000 ～ 635,000	30	620	31,000	4,271	1,116							92,522	96,793
32	635,000 ～ 665,000	31	650	32,500	4,478	1,170							94,076	98,554
33	665,000 ～ 695,000	32	680	34,000	4,685	1,224							95,630	100,315
34	695,000 ～ 730,000	33	710	35,500	4,891	1,278							97,184	102,075
35	730,000 ～ 770,000	34	750	37,500	5,167	1,350							99,256	104,423
36	770,000 ～ 810,000	35	790	39,500	5,443	1,422							101,328	106,771
37	810,000 ～ 855,000	36	830	41,500	5,718	1,494							103,400	109,118
38	855,000 ～ 905,000	37	880	44,000	6,063	1,584							105,990	112,053
39	905,000 ～ 955,000	38	930	46,500	6,407	1,674	31	620	55,756	30	620	4,650	108,580	114,987
40	955,000 ～ 1,005,000	39	980	49,000	6,752	1,764							111,170	117,922
41	1,005,000 ～ 1,055,000	40	1,030	51,500	7,096	1,854							113,760	120,856
42	1,055,000 ～ 1,115,000	41	1,090	54,500	7,510	1,962							116,868	124,378
43	1,115,000 ～ 1,175,000	42	1,150	57,500	7,923	2,070							119,976	127,899
44	1,175,000 ～ 1,235,000	43	1,210	60,500	8,336	2,178							123,084	131,420
45	1,235,000 ～ 1,295,000	44	1,270	63,500	8,750	2,286							126,192	134,942
46	1,295,000 ～ 1,355,000	45	1,330	66,500	9,163	2,394							129,300	138,463
47	1,355,000 ～	46	1,390	69,500	9,577	2,502							132,408	141,985

注1 75歳以上の後期高齢者は短期掛金率が1.72%となります。また、保健掛金は不要です。

注2 介護掛金の対象者は、40歳以上65歳未満の組合員です。

注3 厚生年金組合員保険料の対象者は、70歳未満の組合員です。

被扶養者に係る資格調査にご協力を!

4月は被扶養者の方が、卒業、進学、就職されるなど異動の多い時期です。就職して新しく健康保険証が交付されたにもかかわらず、共済組合の保険証(組合員被扶養者証)を医療機関で使用してしまうと、一度医療費全額を返還していただくなど、煩わしい手続きが生じてしまいます。

被扶養者としての認定要件を備えなくなったときは、速やかに組合員被扶養者証の返還(認定取消)手続きをお願いします。

また毎年この時期に合わせ、被扶養者に係る資格調査を実施しています。

つきましては、所属所の共済組合事務担当課(担当者)から調査のため書類の提出等の依頼があった方は、お手数ですが被扶養者認定の適正化を図るため、手続き等にご協力をよろしくお願い致します。



調査対象者:本年3月31日現在満18歳以上の被扶養者全員

(注:満年齢は、誕生日の前日に当該年齢に到達します。)

ア 手続き不要の被扶養者

3月まで扶養手当対象者であり、担当課で調査を行った結果、4月以降も引き続き扶養手当支給対象者である方は、**手続き不要**です。

イ 組合員被扶養者証に有効期限の印字がある被扶養者

有効期限までに認定取消又は継続認定のいずれかの手続きをお願いします。

*有効期限は、手続きを要する時期の目安であり、期限日前に取消する場合もあります。

ウ 上記ア及びイ以外の被扶養者

継続認定又は認定取消のいずれかの手続きが必要ですので、お済みでない方は速やかに手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、所属所共済組合事務担当課 又は共済組合総務課資格調定係 TEL 088-621-3518まで照会してください。

国民年金第3号被保険者の取扱いの変更について

平成30年3月から、日本年金機構の年金業務について、マイナンバーによる届出が始まりました。これにより、国民年金第3号被保険者の取扱い及び様式が次のとおり変更されました。

◆国民年金第3号被保険者関係届

これまで、組合員及び第3号被保険者の基礎年金番号を記載していましたが、マイナンバーを記載することとなります。

また、第3号被保険者の氏名変更や死亡の際に届出を提出していましたが、今後は不要となります。

◆国民年金第3号被保険者住所変更届

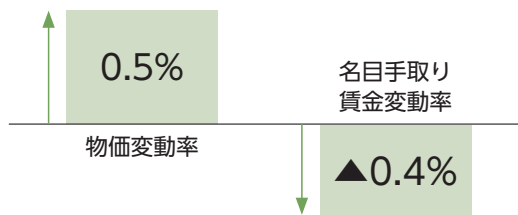
これまで、住所を変更した際に、届出を提出していましたが、今後は不要となります。(基本的に、住民票の住所が日本年金機構へ登録されます。)

なお、日本年金機構からの通知等を住民票と違う住所へ送付されることを希望する方や、海外に居住されているなどマイナンバーをお持ちでない方は住所変更届を提出してください。

平成30年度の年金額は 昨年度から据え置き

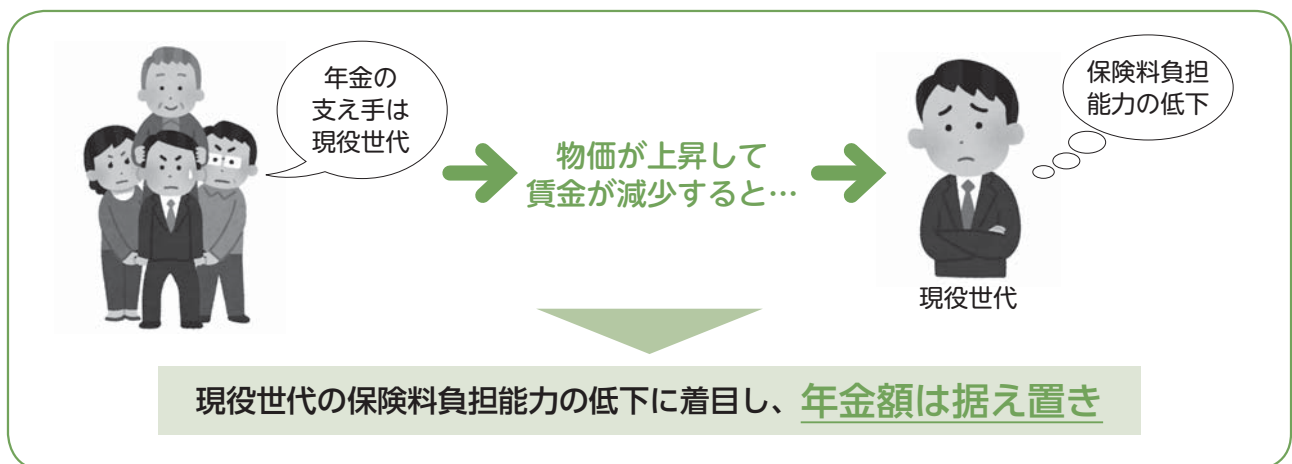
年金額は、物価や賃金の上昇や下落に応じて、毎年度、増額や減額がされる仕組みになっています。本年1月26日に総務省から発表された「平成29年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）は対前年比0.5%の上昇となりましたが、「名目手取り賃金変動率」については対前年度比0.4%の下落となりました。

これを踏まえ、平成30年度の年金額は、法律の規定により、平成29年度から据え置きとなります。



平成30年度年金額改定の各指標

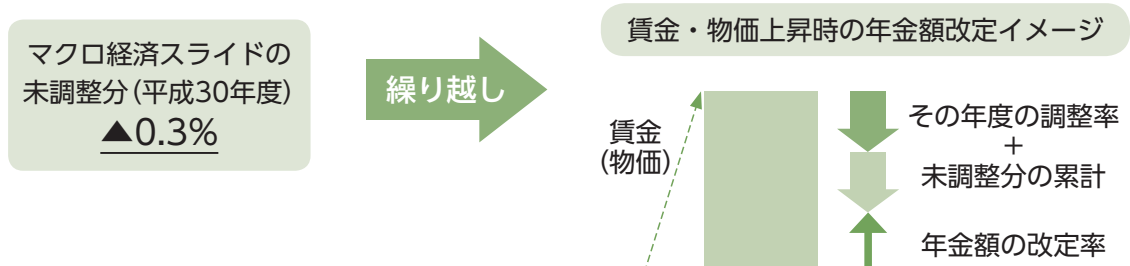
- ・物価変動率 …………… 0.5%
- ・名目手取り賃金変動率 …………… ▲0.4%
- ・マクロ経済スライドによるスライド調整率 …………… ▲0.3%



◆マクロ経済スライドによる調整はどうなるの？

「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者数の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金・物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。平成30年度の年金額改定においては、賃金の変動がマイナスとなりましたので、マクロ経済スライドによる調整は行われません。

なお、平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度以降に発生したマクロ経済スライドの未調整分は繰り越しの対象となり、将来の景気回復期に、未調整分の累計が調整されることとなります。



公務員のための 厚生年金講座 加給年金

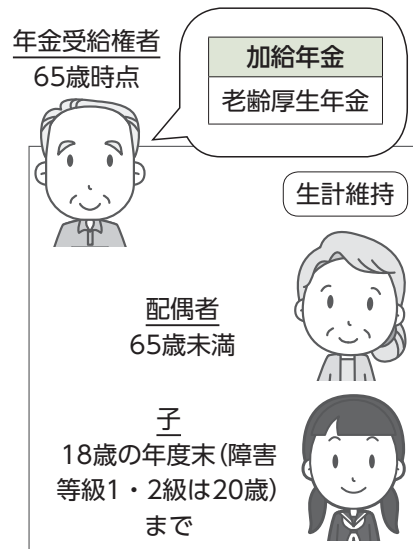
加給年金ってなに？

加給年金とは、被保険者期間が20年以上ある年金受給権者が65歳になった時点^[注1]で、その方によって生計を維持されている^[注2]65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級が1、2級に該当する子がいるときに、老齢厚生年金に加算^[注3]される額をいいます。

【注1】障害者特例(障害等級1～3級に該当する方)又は長期在職者の特例(被保険者期間が44年以上ある方)に該当する場合は、特例に該当した時点。

【注2】年金受給権者と生計を共にしていた方のうち、恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得で655万5千円)未満と認められる方等。

【注3】障害等級が1、2級である障害厚生年金(被保険者期間は問わず)にも加算されます。



加給年金の支給停止

加給年金の対象となっている配偶者が、被保険者期間が20年以上の老齢年金若しくは退職年金(繰上げ受給の老齢基礎年金を除く)又は障害年金を受けられる場合は、その間、加給年金の支給が停止されます。

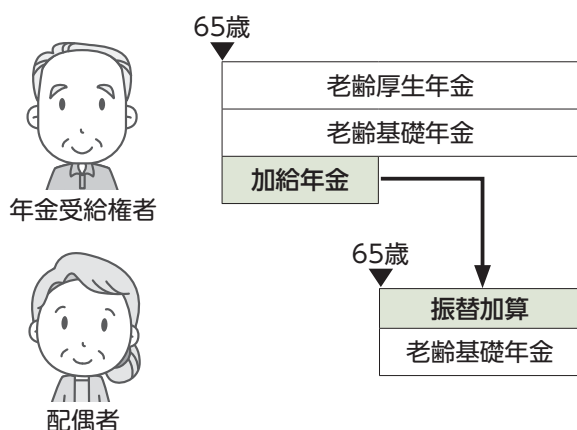
加給年金の失権

加給年金の対象となっている配偶者が65歳に達したとき、子(障害等級1、2級に該当する子を除く)が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき、障害等級1、2級に該当する子が20歳に達したとき等^[注4]には、加給年金の加算はなくなります。

【注4】年齢到達までの間に生計維持関係がなくなったとき等は、その時点で失権します。

加給年金と振替加算

加給年金の対象となっている配偶者が65歳になり、自身の老齢基礎年金が発生すると加給年金は打ち切りになりますが、それに替わるものとして、配偶者の老齢基礎年金に生年月日に応じた一定の加算が行われる場合があります。これを振替加算といいます。



振替加算が行われない方

- 配偶者自身の全ての厚生年金被保険者期間が合計20年以上ある方
- 配偶者の生年月日が昭和41年4月2日以降である方 等

※配偶者が年上で加給年金が加算されない場合でも、年金受給権者が65歳になったときに一定の要件を満たせば振替加算が加算される場合があります。詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年金払い退職給付に係る 財政状況(平成28年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに平成28年度末の「財政検証結果」を掲載しています。是非、ご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

※平成30年度において、年金払い退職給付に係る「財政再計算」を実施する予定です。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会



健康切符
健診

受けて
活かそう

年に1度の 健康チェック!

生活習慣病には自覚症状がほとんどありません。だからこそ定期的に健診を受けて、予防や早期発見、生活習慣の見直しが不可欠です。



健康づくりにしっかり役立てる上手に健診を受けるポイント

健診前も普段通りの生活をする

健診1週間前からいきなり優等生になっていませんか? 健診はよそ行き、ではなく自然体で受けることが大切です。



健診結果は保管して比較する

少しずつ変化している項目はありませんか? 毎年比較することで、自覚症状がなくても病気の芽を見つけ予防に役立ちます。



悪い結果を放っておかない

要再検・要治療などの結果は自覚症状がなくても放っておかず、必ず医療機関の受診を。同時に生活習慣を改善するチャンスと捉え、健康づくりに役立てましょう。



※メタボの発症率が高まる40歳~74歳の方は「特定健診」を受けて、リスクに応じた「特定保健指導」を有効に活用し、健康づくりに取り組みましょう。

出発!
健康オーライ



家族で健康を話題にしよう

健診は家族で健康について考える良い機会でもあります。一人ひとりが健康目標をたてて共有し、みんなで応援し合いながら取り組んでも良いでしょう。

将来に備えて、しっかり貯金を!! 資産づくりには、お得な共済貯金をご利用ください!!

※記載の利率は、平成30年4月1日現在の年利率(税引き前)です。

積立貯金(3年満期)

満期利率 **1.1%** 中途解約利率(3年未満) 0.5%

現職組合員本人様のみ利用できます。

☆**毎月の給与から3年間一定額を控除し積み立てができるので大変便利。**

- 申込方法** 「積立貯金申込書」(共済担当課備え付け)に必要な事項を記入・押印し、**積立開始希望月の前月25日までに**所属所を経由して、当組合へ提出してください。
- 積立額** 毎月の積立額は**千円単位で合計30万円以内**であれば、複数口の申し込みができます。(積立期間途中の積立額の変更及び一部引き出しはできません。)

[参考] 3年満期時の受取額の目安(税引き後)

毎月1万円積立の場合 約364,800円
毎月5万円積立の場合 約1,824,400円



定期貯金

満期利率 **1年定期0.9%** **2年定期1.1%**

※中途解約利率は(※2)表参照

現職組合員及び任意継続組合員の本人様のみ預け入れができます。

☆**定期貯金は、いつでも新規預入れができ、必要なときに解約ができます。**

- 預入方法** 「共済貯金振込依頼書」(阿波銀行窓口備え付け)に記入・押印し、最寄りの**阿波銀行窓口**から当組合へお振込みください。後日、共済組合から「共済貯金預り証」を送付しますので、解約されるまで大切に保管してください。

〔「共済貯金預り証」裏面に解約方法、満期時の取扱い、組合員資格を喪失されたときの取扱い等について記載していますので、よくお読みください。〕

- 預入額の範囲** 1日の預入可能額は**1万円から300万円までの千円単位**(※1)で、組合員本人の金銭に限ります。
(※1)任意継続組合員及びフルタイム再任用の組合員が、退職後6ヵ月以内に退職手当を預け入れる場合は、300万円を超えて退職手当支給額(千円単位)まで預け入れができます。この場合、「共済貯金振込依頼書」の備考欄に「退職手当」と記入してください。

- 預入限度額** 組合員一人あたりの**最高預入限度額は5,000万円まで**
(満期時の自動継続による利息(税引き後)の元金繰り入れ分を含みます。)

[参考] 満期時の利息の目安(税引き後)

預入額	1年定期	2年定期
100万円の場合	7,172円	17,628円
300万円の場合	21,515円	52,882円

(※2) 定期貯金中途解約利率(年利)

預入期間	1年定期	2年定期
6ヵ月未満	0.10%	0.10%
1年未満	0.55%	0.45%
2年未満		0.65%

(ご注意)

- 1 [参考]欄の金額は、平成30年4月1日現在の利率、税率により算出しています。
- 2 共済貯金の支払利率は、金融情勢等により変動する場合があります。
- 3 積立貯金は、積立開始時の利率が満期まで適用されます。また、定期貯金は預入れ時(満期日が到来し自動継続した場合は自動継続した日)の利率が、次の満期日まで適用されます。

共済貯金に関するお問い合わせは、所属所担当課又は共済組合福祉課貯金係までお電話ください。

共済組合福祉課 貯金係 TEL 088-621-3534

貸付事業のご案内

貸付事業は、組合員が下表に掲げる要件で臨時に資金が必要となったときに貸付けを行うものです。低利率・抵当権設定なし(住宅貸付)・中途返済(全額・一部(50万円以上))手数料なし等お得な点も多く、返済も給与等からの控除ですので、大変便利です。是非、ご活用ください。

申込み方法

所属所の共済組合事務担当課に申込書が備え付けられていますので、担当課を通じてお申し込みください。審査の上、毎月15日及び末日に送金します。(送金日が土日祝日の場合は、前日の金融機関営業日となります。)

貸付けの制限

貸付申込み時点で、給料月額(以下「給料」という。)に対する毎月償還額、又は年収額(給料×16月)に対する年間の償還額の割合が30%を超える場合には貸付を受けられませんので、ご注意ください。(償還額は、新規・既存貸付及び他の金融機関等の合計)

(平成30年4月1日現在)

種 類	貸付の要件	限度額	貸付利率(年利)※①	償還期間※②
普通貸付	自動車等の生活必需物資の購入	1万円単位 給料×6月分(上限200万円)		6~120月
住宅貸付	組合員が自己居住用住宅を新築、増築、改築、修理、購入又は住宅の敷地を購入するとき	10万円単位 給料×組合員期間に応じた月数(上限1,800万円)	1.26%	
災害貸付	災害住宅貸付	組合員が住宅に災害を受けたとき		24~360月
	災害再貸付	現在、住宅貸付又は災害貸付を受けている組合員の住宅が災害を受けたとき	0.93%	
	災害家財貸付	組合員の家財が被害を受けたとき(盗難を含む)	10万円単位 給料×6月分(上限200万円)	
在宅介護対応住宅貸付	組合員が介護に配慮した構造を有する住宅を新築、増築、改築、修理、購入するとき	10万円単位300万円まで 住宅貸付額又は災害貸付額に加算可	1.00%	24~300月
特別貸付	医療貸付	組合員、被扶養者の療養	1万円単位 給料×6月分(上限100万円)	1.26%
	入学貸付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子の入学(高等学校等以上)	1万円単位 一つの事由ごとに給料×6月分(上限200万円)	
	修学貸付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子の修学(高等学校等以上)	1万円単位 申込日の翌月から当該学年終了までの残月数×15万円(上限180万円)	
	結婚貸付	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹の結婚	1万円単位 一つの事由ごとに給料×6月分(上限200万円)	
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子、兄弟姉妹、父母又は配偶者の父母の葬祭	1万円単位 一つの事由ごとに給料×6月分(上限200万円)	
高額医療貸付	組合員(任意継続組合員含む)、被扶養者が高額療養費の支払対象となる療養の支払いのために臨時に資金を必要とするとき	1,000円単位 一つの事由ごとに、高額療養費に相当する額以内	無利息	高額療養費が支給されるまで
出産貸付	組合員(任意継続組合員含む)、被扶養者が出産費等の支払対象となる出産の支払いのために臨時に資金を必要とするとき	1,000円単位 出産費(家族出産費)に相当する額以内		出産費(家族出産費)が支給されるまで

※① 貸付利率は、地方公務員共済組合連合会の定款で定める基準利率の区分に応じた変動利率です。

※② 貸付額及び償還方法により定める期間

お問い合わせは 共済組合福祉課 貸付係 TEL 088-621-3538まで

自動車購入情報提供制度・「新車購入クーポン券」制度 ～お車を購入予定の方に～

※ご注意 すでに新車購入の契約・商談を済まされている場合、この制度は利用できません。

■自動車購入情報提供制度

組合員の皆様が自動車を購入するとき、オートビジネスサービス(株)(窓口:損害保険ジャパン日本興亜カーライフデスク)に直接お電話いただくことにより、優良販売会社(ディーラー)を紹介し、可能な限り良い条件で購入できるよう、商談をサポートする制度です。(ただし、下取り車の有無や購入時期等により商談条件は変わることがあります。)

■「新車購入クーポン券」制度(本号挟み込みのチラシをご覧ください。)

組合員及び被扶養者が、損害保険ジャパン日本興亜(株)徳島支社と提携する徳島県内ディーラー^(※1)で新車を購入する際に、共済組合が発行する「新車購入クーポン券」を利用すると、通常の購入価格から1万円(軽自動車は5千円)の割引が受けられる制度です。

〈ご利用方法〉「新車購入紹介制度連絡票兼新車購入クーポン券発行依頼書」^(※2)に必要事項を記入し、共済組合へFAX(088-621-3509)してください。

※1 提携する県内ディーラー、ご利用の流れは、チラシをご覧ください。

※2 発行依頼書様式は、チラシ裏面にあります。(物資事業HPからもダウンロード可。)



自動車購入情報提供制度・「新車購入クーポン券」制度に関するお問い合わせ先
損害保険ジャパン日本興亜カーライフデスク Tel.0120-553990

平成29年度 「共済ファミリー保険」配当金について

平成29年度「共済ファミリー保険」決算の結果、ご加入の皆様へ還付する配当金の配当率及び保険金の給付状況は次のとおりとなりました。この配当金は、去る2月26日付けで組合員登録口座に送金しておりますので、確認してください。

●対象期間 平成29年1月1日から12月31日

保険種別	配当率	保険金の給付状況	
		件数	支払保険金
死亡・高度障害保障保険	46.930% (18.697%)	3件 (9件)	75,000,000円 (183,000,000円)
死亡・高度障害保障保険プラス	57.973% (35.105%)	6件 (6件)	24,560,000円 (31,220,000円)
医療保障保険	36.606% (35.251%)	154件 (144件)	11,485,000円 (12,795,000円)

※()内は、前年度数値です。

お問い合わせは 共済組合福祉課 物資係 TEL 088-621-3557まで

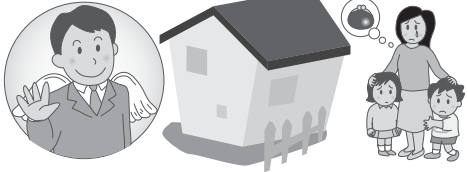
共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、返済中に借受人に万一のことがあった場合に、保険金で貸付金残高が返済されます。あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。

「だんしん」からの保険金
(貸付金残高相当額)

万一の場合



貸付金残高

制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます

病気やケガで長期休職となられても…

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額（平均返済月額）が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

例

貸付金残高

「だんしん」
(団体信用生命保険)



貸付金残高
(債務) **1,000万円**
の場合

特約保証料

保険金額
(貸付金残高相当額)
(10万円につき 月額20円)

月額 **2,000円**
※特約保証料は見直される
ことがあります。

保障額

<死亡・所定の高度障害状態>
保険金 **1,000万円**(貸付金残高相当額)を
共済組合にお支払いすることで
貸付金残高が返済されます。

例

返済金額

債務返済
支援保険

返済金相当額(平均返済月額)
60,000円の場合
毎月償還 40,000円)の場合
(計算例) ボーナス償還 120,000円)
平均返済月額 60,000円=
(40,000円×12)+(120,000円×2)÷12

保険料

保険金額
(返済金相当額)
(1万円につき 月額99円)

月額 **594円**
※保険料は毎年見直しを
行うことから、変更さ
れることがあります。

補償額

<所定の就業障害の場合>
1ヵ月あたり保険金 **60,000円**(返済
金相当額)を30日の免責期間を経過した日
から3年を限度に就業障害が終了するまで
お支払いします。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

「だんしん」のパンフレット・加入申込様式は、共済組合事務担当課に備え付けています。

MY-A-17-LF-008448 MYG-A-17-LF-1026

自治会館耐震改修及び 老朽化対策工事の実施について

日ごろ組合員の皆様には、自治会館及びホテル千秋閣をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在自治会館ビルは、耐震・老朽化対策及びホテルリニューアルに向けた工事を実施中です。皆様には大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

工事場所 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館(ホテル千秋閣)

工事期間 平成31年3月まで(予定) ※平成30年11月1日～平成31年3月31日
ホテル千秋閣は休業いたします。

工事期間中も共済組合は、自治会館内において業務を行っております。また、ホテル千秋閣も引き続き営業を行っておりますので、ぜひご利用ください。(上記期間を除く)

工事に関するお問い合わせは 共済組合施設管理室 TEL 088-621-3511まで

『組合員専用ページ』から利用できるサイトのご案内

いつでも栄養相談「あすけん」

毎日の食事・運動を記録することで、自動的にカロリー計算し、それに基づいた健康アドバイスがもらえるインターネット食事改善プログラムです。

ひとりひとりの食事内容にあった専門的なアドバイスと、サイト上でいつでも管理栄養士に相談ができる「いつでも栄養相談」などが利用できます。

スマート
フォンOK

組合員専用ページからログイン

24時間対応 (無料)

- サイト上からいつでも管理栄養士に相談できます。(メール対応・回答は平日のみ)
- 自動的にカロリー計算、管理栄養士の専門的なアドバイスを提供します。
- 日々の成果や傾向・推移を確認できます。
- 健康/ダイエット情報を提供します。



気になる症状・こころの悩み・出産・育児・介護・ジェネリック医薬品など

本人・
ご家族で

ファミリー健康相談

国家資格を持つ経験豊かな相談員がお答えします。

専用ダイヤル

0120-922280

年中無休
24時間受付

携帯電話も
OK!

通話料
相談料無料

プライバシー
厳守

ベストドクターズ・
サービス
.....
医療機関案内
.....
小児救急相談



★インターネットからも相談できます。組合員専用ページからログイン

我が家のライフプラン、生活設計は大丈夫?

ライフプランニング・サービス

将来に向けた生活設計・資産形成実現のためのお手伝いをします。

利用料・相談料無料

年中無休・24時間受付

万全なセキュリティー

ライフプラン・シミュレーション

ツール操作に関するお問い合わせ
(平日10-18時 土日祝10-17時)

0120-271-115

組合員専用ページからログイン

団体コード：dgt4

メールアドレス：ご自身で設定

パスワード：123456(初期)

※ご自分のパスワードへ変更し利用開始



ファイナンシャルプランナー個別相談

相談予約(平日9-18時)

0120-228-726

こんなとき、お気軽にご相談ください。

これからの収支をシミュレーションしたい

保険の見直し? お金の運用方法?

※パソコンからも予約できます。

間違い探しクイズ

間違い探しに正解された方の中から抽選で10名様に図書カード(千円分)をプレゼント!

Q

下の2枚のイラストは同じように見えますが、違う所が5つあります。間違いのあるエリアはA~Jのどこでしょう? すべて教えてください。ただし、色ムラは間違いに含めません。



どこが違うか探してみよう!



応募のきまり

ハガキ又はFAX(088-621-3509)により、下記の要領で送付してください。(一人一通まで)

応募の締め切りは平成30年5月31日(必着)。解答は次回(平成30年7月発行)の「共済時報」に掲載いたします。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は厳重に保護・管理し、賞品の抽選及び発送として活用する目的以外に使用することはありません。また、個人情報をご本人の承諾なく業務委託先以外の第三者に開示・譲渡することは一切ございません。(法令により開示・譲渡を認められた場合を除きます)

① 解答

② 所属所名

③ 組合員氏名

④ 本誌及び共済組合
事業に対する
ご意見・ご感想

郵便はがき

770-8551

徳島県徳島市幸町
3丁目55番地
徳島県市町村職員共済組合
共済時報担当
あて

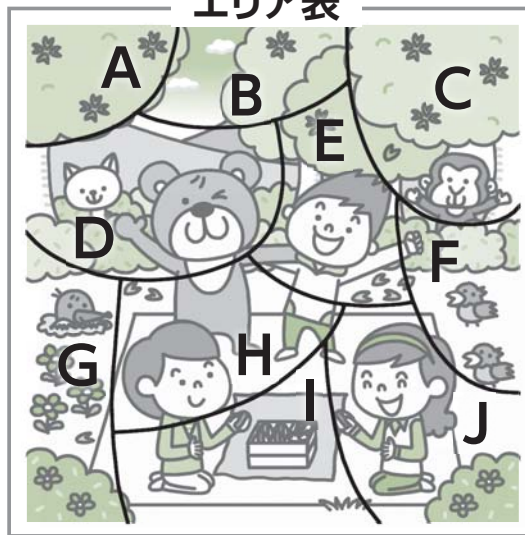
※抽選の結果は、当選者への発送(自宅住所あて)をもって発表に代えさせていただきます。

平成30年1月発行(冬号) 「BDEHI」

多数の方にご応募いただきありがとうございました。厳正な抽選の結果、10名様に図書カード、5名様に平日ランチ券をお贈りいたしました。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業及び広報活動に活かさせていただきます。

エリア表



※お一人様1枚に限りです。

※グループでのご利用の場合は人数分割引いたします。

※カード・他の割引利用券との併用はできません。

※ご精算の際にレストラン係員にお渡しください。

※2018年6月29日まで有効

※お一人様1枚に限りです。

※グループでのご利用の場合は人数分割引いたします。

※カード・他の割引利用券との併用はできません。

※ご精算の際にレストラン係員にお渡しください。

※2018年6月29日まで有効

▲ホテル千秋閣10F レストラン聚楽「昼食割引券」
詳しくは裏表紙をご覧ください。

❖ 2018 サマーパーティープラン ❖

2018年6月1日(金)～9月30日(日)まで

◆ **卓盛料理** 2時間飲み放題付き ※お盆期間中は除く 8月12日(日)～8月15日(水)

Aコース 6,200円 (税サ込)

刺身二種盛、豚肉香り揚げサラダ、揚物三種盛合せ、牛肉のピリ辛炒め、白身魚豆豉風味蒸し、本日の炒飯、本日のデザート

生ビール・瓶ビール・焼酎・冷酒・ワイン・カクテル
ウーロン茶・コーラ・ノンアルコールビール



Bコース 5,200円 (税サ込)

かつおのたたきオニオン風味、炭焼鶏ハラミのサラダ、揚物三種盛合せ、白身魚のチリソース、豚肉のオイスターソース炒め、本日の炒飯、本日のデザート

生ビール・瓶ビール・焼酎・ワイン・ウーロン茶・コーラ
ノンアルコールビール



Cコース 4,700円 (税サ込)

フランクフルト・フライドポテト・オニオンリング、季節のサラダ、チキン南蛮、海老の唐辛子炒め、豚肉の甜麺醬ソース・蒸しパン添え、本日の炒飯

生ビール・瓶ビール・焼酎・ウーロン茶・ノンアルコールビール



*写真はイメージです

特典1

ラッキー7DAY
7のつく日は200円OFF!

特典2

ラッキー3DAY
3のつく日は韓国冷麺プラス!

特典3

マイクロバス送迎
通信カラオケ **先着順**

組合員様 特別特典

すべてのコース**300円OFF!**

7の日は総額**500円OFF!**

慶事

結婚式・ご披露宴・ご結納・賀寿 等

法事

法要・偈ぶ会 等、各種ご宴会を承っております

- 下記の割引券を切り取りご持参ください。
- 割引券1枚で1グループ(人数分)の昼食にご利用いただけます。

10F レストラン聚楽
昼食割引券

(徳島市町村職員共済組合員様 限定)

通常価格より
120円割引いたします。

徳島市幸町3-55 ホテル千秋閣

10F レストラン聚楽
昼食割引券

(徳島市町村職員共済組合員様 限定)

通常価格より
120円割引いたします。

徳島市幸町3-55 ホテル千秋閣

ホテル千秋閣

●宴会のご予約・お問い合わせ ●レストランのご予約・お問い合わせ
☎088-621-3333 ☎088-621-3630
✉sensyukaku@opal.nmt.ne.jp

徳島市幸町3丁目(市役所隣) ☎(088)622-9121(代)

http://www.sensyukaku.jp/ ホテル千秋閣 徳島 **検索**

共済時報

平成30年 春号
NO.227

編集・発行/徳島市町村職員共済組合 〒770-8551 徳島県徳島市幸町3-55 自治会館5階
TEL.088-621-3500 FAX.088-621-3509